

横浜市勤労者福祉共済事業業務委託
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市勤労者福祉共済事業業務委託」(以下「本件委託」という。)の受託候補者のプロポーザル方式による特定(以下「本件実施」という。)に係る手続等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」、「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」、「横浜市経済局プロポーザル方式による委託業者選定取扱要領」に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 本件実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 令和3・4度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)の営業種目「その他の委託等」に登録している者又は参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札資格者名簿(物品・委託等関係)の営業種目「その他の委託等」に登録申請中であり、受託候補者を決定する期日までに登録が完了している者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者を特定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)の規定による停止措置を受けていない者。
- (4) 共同事業体で提案する場合は、次のとおりとする。
 - ア 構成する全ての事業者が(1)～(3)の要件を満たしていること。
 - イ 代表事業者を定め、参加意向申出時に、定められた様式により「共同事業体の結成に関する申請書」「共同事業体連絡先一覧」を提出すること。提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。
 - ウ 共同事業体の構成事業者が、単独事業者又は他の共同事業体の構成事業者として、本業務のプロポーザルに重複して参加することはできないものとする。
 - エ 選定された際には、別途定める期日までに、各事業者の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出すること。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、別に定める様式等により、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 事業の目的達成に向けた業務実施の基本方針
- (2) 実施する業務の具体的内容((3)及び(4)に関するものを除く。)
- (3) 会員によるサービス利用の促進に向けた取組

- (4) 会員数の目標設定及び会員数の増加に向けた計画
- (5) 令和5年度に向けた業務移行計画
- (6) 業務の具体的な実施体制（構成、人数）及び類似業務の受託実績

（評価）

第5条 評価委員会が受託候補者を特定するための評価の視点及び評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務全体に関する視点
 - ア 事業の目的についての理解度、事業の実施にあたっての基本姿勢
 - イ 現状のサービスとの比較、連続性
 - ウ 令和5年度に向けた業務移行計画の妥当性
 - (2) 事業の実施内容及び手法に関する視点
 - ア 給付事業の実施手法の妥当性
 - イ 健康を促進するサービスの充実度
 - ウ 生活を支えるサービスの充実度
 - エ 余暇を有意義にするサービスの充実度
 - オ その他事業者や会員及びその家族の福利厚生に寄与するサービスの充実度
 - カ その他の独自事業の内容と実現性
 - キ 会員によるサービス利用の促進に向けた取組の具体性・実現性
 - ク 会員数の目標設定及び会員数の増加に向けた計画の実現性
 - (3) 実施体制に関する視点
 - ア 実施体制（構成・人数）の実効性
 - イ 類似業務の受託実績
 - (4) 企業としての取組等に関する視点
 - ア ワークライフバランスに関する取組
 - イ 障害者雇用に関する取組
 - ウ 健康経営に関する取組
 - エ 市内中小企業であること
- 2 評価にあたり、提案者にヒアリングを行う。
- 3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に、本件委託に最も適した者を特定する。
- 4 採点が同点の場合は、次の順序で上位の提案者を上位の受託候補者とする。
- (1) 会員サービスに関する視点の得点が上位の者
 - (2) 10点の評価点項目が多い者
 - (3) 加重項目に4点以下の評価のない者

（評価委員会）

第6条 評価委員会は、横浜市勤労者福祉共済運営審議会とする。

2 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の視点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案の評価
- (4) 経済局長が設置した入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）への評価結果の報告

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定・非特定結果通知に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和4年8月31日から施行する。